

「生活保護のしおり」補足説明

3 生活保護を受けるには

③私的扶養の優先

保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親、それ以外の親子関係にある方で扶養義務履行が期待できる扶養義務者は、重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って（対象者が管外に居住している場合は書面で）扶養ができないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。扶養義務の履行が期待できるか否かは、あなたとの関係性や交流状況等の聞き取りを行い、「扶養義務履行が期待できない」と判断された場合には照会を行わない場合があります。扶養義務履行が期待できない特別な事情がある場合には、その旨ケースワーカーにお伝えください。

9 こんなときは相談してください

⑫エアコンの設置について（追加）

生活保護開始時にエアコンの持ち合わせがない方が支給要件を満たす場合は、開始後、初めて到来する夏季に限りエアコンの購入、設置費用を支給できます。それ以外の方は、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととなりますが、捻出が困難な場合には、社会福祉協議会の生活福祉資金を活用して購入できる場合がありますので、ケースワーカーに相談してください。

【注意】貸付が受けられるかどうかは、社会福祉協議会の審査によって決まります。

13 自動車の保有と使用について

生活保護受給者の車の保有と使用については、障がい者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が、通院や通勤等に利用する場合、国の基準に照らし、一定の要件を満たしている場合は、福祉事務所が個別に判断し、例外的に認められるものです。

また、車の保有、使用が認められた障がい者にとっては、日常生活に不可欠な買い物等に利用する場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用が認められます。

なお、車の保有、使用が認められた公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方にとっては、日常生活に不可欠な買い物等に利用場合は、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、福祉事務所が必要と判断した場合は、利用が認められる場合がありますので、ケースワーカーに事前に相談してください。

お知らせ

窓口の受付時間が変わりました。

8時45分～16時30分までとなりましたので、相談や電話は原則時間内に

お願いします。ただし、12時00分～13時00分は昼休憩のため、担当ケースワーカーが不在場合があります。

なお、生活保護の申請等の相談受付時間は下記のとおりです。

◎午前… 9時00分～11時30分

◎午後… 13時00分～16時30分